

JMRC 北海道ラリーシリーズ参加予定の皆様へ

1. ラリー競技に有効な見舞金制度について

- (1) JMRC 北海道の互助会制度にラリー競技会に有効な対人身事故及び対物損事故に関する見舞金給付を追加しました。
- (2) JMRC 北海道互助会構成員が、北海道内で開催される JAF 公認ラリー競技会(全日本を除く)に参加する場合、本制度に申し込むことができます。
- (3) 競技会毎に所定の申込み用紙(JMRC 北海道互助会ラリー見舞金申込書)に、1 台につき 3,000 円の追加会費(1 戦毎の掛捨て)を添えて、競技会オーガナイザーに申し込む(参加申し込みと同時)ことにより適用となります。
- (4) この制度は、JAF 公認コースのみで行なう競技会については不要とします。また、保険会社のラリー保険加入者については任意加入とします。
- (5) 他地域の競技会に参加する場合、当該オーガナイザーに確認の上、加入申し込みを行うことができます。所定の申込み用紙(JMRC 北海道互助会ラリー見舞金申込書)により、1 台につき 3,000 円の会費を添えて、直接 JMRC 北海道互助会事務局に申し込むことにより、当該競技会に限り本制度の適用を受けることができます。
- (6) 参加申込書の保険申込み欄には、保険会社のラリー保険加入またはラリー互助会見舞金加入の 2 択になっていますので必ずどちらかを選択願います。
- (7) 本制度の詳細については、JMRC 北海道互助会規約及び JMRC 北海道互助会規則を参照してください。

2. 互助会規則のラリーに関する内容抜粋(互助会規則第 3 条第 3 項)

3. 規約第 29 条第 4 項の給付区分は、1 競技会毎に以下に従う。

(1)ラリー競技中に発生した、構成員が加害者となる対人身事故に対して、第 1 項の給付区分を適用し、1 事故/1 名につき 200 万円(死亡事故のみ第 1 項の給付区分に関わらず 400 万円)を限度として、見舞金を給付できるものとする。但し、その給付金額等の算定については、その都度、理事会で審議し決定するものとする。

又、対人身事故被害者が構成員である場合は、互助会規約(給付)第 29 条第 2 項に従い、本制度による重複給付は行わないものとする。

(2)ラリー競技中に発生した、構成員による対物損事故に対して、当該オーガナイザーから現状復旧の請求が出された場合、その復旧に実際要した費用を、1 事故につき 30 万円を限度として、見舞金を給付できるものとする。但し、当該競技に参加する他競技車両との対物損事故については対象外とする。又、1 競技会につき 1 構成員 30 万円を限度とする。